

内容(予は要予約)	とき	対象(対は対象)
親子健康手帳交付	7日(月) 18日(金)	10:00 集合 妊婦
予パパママ教室(1回目) ※定員10組	29日(火)	10:30受付~11:30終了 主に妊娠6か月ごろまでの初妊婦とそのパートナー
予パパママ教室(2回目) ※定員10組	20日(日)	9:15受付~11:00終了 主に妊娠7か月以降の初妊婦とそのパートナー ※3日前までに予約がない場合は中止
予妊婦訪問	訪問は予約制です。(希望者は保健センターへ連絡してください) 妊婦(訪問は妊娠中1回)	
こんには赤ちゃん訪問	3~4か月児健診受診前 すべての赤ちゃんとその保護者	
予離乳食教室	3日(木)	10:00~11:15 主に第1子(4~5か月)をもつ保護者(乳児同伴可)
予妊産婦歯科健康診査	予約してから、市内委託医療機関で受診してください 妊婦と産後1年未満の産婦	
予特定健康診査がん検診(肺・胃・大腸・前立腺)	4日(金)、9日(水)、28日(月)、31日(木)	市国民健康保険加入者で40~74歳の人(検診によって対象制限あり)
予集団がん検診(肺・胃・大腸・前立腺)	10日(木)、16日(水)、25日(金)	市国民健康保険加入者以外で40~74歳の人(検診によって対象制限あり)
予個別特定健康診査	10月31日までに市内委託医療機関で受診してください。市国民健康保険加入者で40~74歳の人	
予後期高齢者医療健康診査	※胃内視鏡検診のみ、一部医療機関で12月まで受診可。後期高齢者医療制度加入者	
予個別がん検診 ※(肺・胃・大腸・前立腺)	40歳以上の人(検診によって対象制限あり)	
予個別子宮がん検診	2月29日までに市内委託医療機関で受診してください 20歳以上の西暦奇数年生まれの女性(昨年度受診していない西暦偶数年生まれの人も可)	
予個別乳がん検診	40歳以上の西暦奇数年生まれの女性(昨年度受診していない西暦偶数年生まれの人も可)	
予39歳以下健診	22日(火)	16~39歳の人
予歯周病検診	1月31日までに市内委託歯科医院で受診してください 20歳、30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳、75歳、80歳	
予防接種	予 ロタウイルス	対 1価ワクチン 出生6~24週 5価ワクチン 出生6~32週
	予 B型肝炎	対 生後1歳未満
	予 ヒブ、小児用肺炎球菌	対 生後2~60月に至るまで
	予 4種混合、不活化単独ポリオ	対 生後2~90月未満
	予 BCG	対 生後1歳未満
	予 麻しん・風しん混合、麻しん単独・風しん単独	対 第1期 生後12~24月未満 第2期 小学校入学前の1年間
	予 水痘	対 生後12~36月未満
	予 日本脳炎	対 1期 生後6~90月未満 2期 9~13歳未満 救済制度により対象以外で接種可能な場合あり
	予 二種混合	対 11~13歳未満
	予 子宮頸がんワクチン ●2価・4価 ●9価(2023年4月1日~)	対 小学6年生~高校1年生の女子 救済制度により対象以外で接種可能な場合あり
予 高齢者肺炎球菌ワクチン	対 65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳 (65歳になる方以外は経過措置)	
予 新型コロナワクチン	対 65歳以上の人、基礎疾患を有する人、医療従事者等は、オミクロン株対応ワクチンの追加接種ができます。前回接種から3か月経過した人に対し、順次接種券を送付しています。接種券が届かない場合は、健康推進課までお問い合わせください。	

## その他お知らせ

納期限(8月31日)		
税目	納期	問合せ先
市・県民税	第2期	収納課 ☎56-0610
国民健康保険税	第2期	長寿課 ☎56-0613
介護保険料	第3期	保険医療課 ☎56-0617
後期高齢者医療保険料	第2期	

口座振替の人は、納期限の日に引き落としますので、残高を確認してください。


日曜・祝日の受診は	
東名古屋医師会休日急病診療所 ☎0561-73-7555	
診療日時	日曜・祝日・年末年始 9:00~16:30 (昼休憩1時間あり)
診療科目	内科・小児科
所在地	日進市蟹甲町中島22

急な病気・ケガの時は	
救急医療情報センター ☎0561-82-1133	
24時間365日対応可。症状に応じてその時診療できる最寄りの医療機関を案内。	

愛知医科大学病院 時間外診療	
救急でかかりつけ医が開いていない場合、診療を受けることができます。まず、電話で相談してください。 ☎0561-62-3311(代表)	
なお、時間内、時間外問わず、紹介状なしで受診する等の場合、選定療養費が必要になることがあります。詳しくは愛知医科大学病院へ問い合わせください。	

**まちの保健師**

保健師がさまざまな場所に出向き、健康相談をお受けします。詳細は市HPへ。



## ドクターからあなたへ 最期まで自分らしい人生を生きるために たんぽぽクリニック 服部 努

令和5年4月から「人生の最終段階にあり心肺蘇生を望まない心肺停止傷病者への救急隊の基本的な活動ガイドライン」の運用が開始されました。これは普段から心肺蘇生は行ってほしくないという意向をお持ちの患者さんのご家族が慌てて救急車を要請した場合、今まで救急隊は本人の意思に反して心肺蘇生等の救命処置を行い医療機関へ搬送せざるを得ませんでした。救急隊よりかかりつけ医への連絡も含む一定の条件

を満たした場合には心肺蘇生を中止してかかりつけ医や家族に引継いで現場を引揚げてよいという体制です。  
主な前提条件として、  
●治療を受けても回復不可能な病気の末期等  
●ACP(※)がしっかり行われていること  
がありますので、かかりつけ医に相談しておくといでしょう。

(※)ACP(Advance Care Planningアドバンス・ケア・プランニング)とは、将来の変化に備え医療およびケアについて、本人を主体に家族や近い人、医療・ケアチームが繰り返し話し合いを行い本人の意思決定を支援する取り組みのこと。死期の如何でなく最期まで尊厳を尊重した人間の生き方に着目した最適な医療・ケアがなされるべきという考え方に基づくものです。